

# 泉南市教育委員会令和2年第2回定例会会議録

## (1) 日時・場所

令和2年2月25日(火)  
午後3時00分 開会 午後4時56分 閉会  
泉南市役所 第一委員会室において

## (2) 教育委員会出席者

古川 聖登	教育長
片木 哲男	教育委員会委員(教育長職務代理者)
藪内 進	教育委員会委員
柳澤 泰志	教育委員会委員
太田 淳子	教育委員会委員

## (3) 事務局出席者の職氏名

岡田 直樹	教育部長
稲垣 豊司	教育部参与
阪上 浩之	教育部次長兼人権教育課長
桐岡 秀明	教育総務課長
岩崎 誠	学務課長
新納 孝啓	指導課長
西本 隆志	生涯学習課長
山口 雅美	生涯学習課参事(青少年センター館長)
澤野 由美子	文化振興課長代理

## (4) 休憩・遅刻等について

## (5) 会議録署名者の氏名

古川 聖登  
藪内 進

泉南市教育委員会 令和2年第2回定例会 議事日程

令和2年2月25日(火) 午後3時00分 開会

泉南市市役所 第一委員会室

日程番号	議案等の番号	件名
日程第1		開 会
日程第2		会議録の承認
日程第3	報告第1号	会議録署名者の指名
日程第4	報告第2号	教育長報告
日程第5	報告第2号	事務局報告
日程第6	報告第2号	(1) 学校建物及び施設使用要綱の制定について
日程第7	報告第2号	(2) 令和元年度小学校水泳授業に関するアンケート結果について
日程第8	報告第2号	(3) いじめ問題対策委員会(第1回)について
日程第9	報告第2号	(4) 新型コロナウイルス対応について
日程第10	議案第1号	泉南市教育振興基本計画について
日程第11	議案第2号	泉南市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第12	議案第3号	招致外国青年の任用、報酬、費用弁償等に関する規則の制定について
日程第13		その他

### 午後3時00分開会

○古川教育長 ただいまから、泉南市教育委員会令和2年第2回定例会を開催いたします。全員御出席いただいておりますので、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより、日程に入ります。

日程第1、会議録の承認についてお諮りいたします。令和2年第1回定例会会議録は、既に案として委員の皆様へ配付いたしており、確認いただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、令和2年第1回定例会会議録は承認することに決定いたしました。

次に日程第2、会議録署名者の指名を行います。本日の会議録署名者は、教育委員会会議規則第12条第2項により、教育長のほかに教育長において藪内委員を指名いたします。

次に日程第3、報告第1号、教育長報告を議題といたします。

2月に入りまして、新型コロナウイルスに関する対応が徐々に激しさを増してきております。後ほど詳しく報告させていただきますが、子どもや学校関係者、市民の安全・安心を第一の優先事項として、残念ながら子どもたちが楽しみにしていた行事等の中止や縮小などを随時決断いたしました。

また、同時にインフルエンザの蔓延期を迎えており、現在3学級の閉鎖が見られるところです。まずは、子どもや関係者に対し、手洗い、咳エチケットの励行を呼びかけているところでございます。

次に、来年度4月からの予算につきましては、本教育委員会12月定例会において要求案について皆様にお諮りし、御了承の上、市の財政当局と折衝を行いました。そして、最終的に市の予算案という形で来る3月議

会に提案される運びとなっております。詳細な御説明は3月議会後に行われる予定の本教育委員会3月定例会、来月の定例会において御説明をいたしますが、概略のみお知らせいたします。あわせて、国の要請から急遽今年度予算で3月補正予算、今年度予算の中で上程されることになったGIGAスクール関係予算も御説明をいたします。

まず、来年度、令和2年度の予算でございますが、JETプログラムの予算は予定どおり27人分予算案に乗せてもらいました。関連して、DVD教材やJETプログラムコーディネーターの予算も認められております。また、プログラミング教育にしまして、ロボット教材などのキットの購入も予定しております。そして、教員の資質向上、学力の向上ですとか、生徒指導能力の向上のための学校教育アドバイザー1名分の予算、そしてICT支援員の予算も認められております。これらについては、来月の議会にかけられ、御審議いただいております。これらについては、来月の議会にかけられ、御審議いただいております。お認めいただきたく考えているところでございます。

しかし、残念ながら、私どもの要求が予算案として認められなかったものもあつたところではございます。引き続き、学校の教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

今年度の補正予算につきましては、GIGAスクール構想の関係で全小・中学校に無線LANに係る予算が計上される予定でございます。一人一台のパソコンを整備するためのものでもございますけれども、その一人一台のパソコンの整備そのものにつきましては、来年度以降、国の動向を見ながら順次整備を進めていくことになるかと思っております。

なお、既に予算化されておりますブロック塀の工事や、中学校の校門の遠隔施設等に係る工事は予定どおり今年度中に完成す

る予定で進められております。

最後に、最近の出張報告でございますが、泉南地区教育長協議会で、和歌山市にプログラミング教育の学校視察を行ってまいりました。大変工夫して取り組んでおられる様子、それから県が力を入れて学校をバックアップしておられる様子がよくわかりました。

また、小中一貫教育、小中一貫校の先進地視察のために関係職員とともに、新潟県三条市に行つてまいりました。先ほどお配りした資料にもありましたとおり、多くの学校は、私がいた時代に設計等に携わったものでございます。特徴的なところは、地域のための部屋が学校内に用意されていたり、放課後子どもクラブのための部屋が、動線もきちんと別になっている形で同じ施設内に包含されているというようなところでございます。また、英語の専用ルームや、職員室の小・中学校の共有化など、そういった小中一貫教育のメリットを生かす仕組みもございました。今後の参考にしたいと思つております。

それから、大阪府都市教育委員会連絡協議会の泉北・泉州ブロック研修会が泉大津市でございまして、片木委員、藪内委員とともに参加させていただきました。泉大津市で以前から取り組んでおられる訪問型家庭教育支援を教育委員会と福祉が連携して進めておられて、大変参考になりました。やはり学校で起こっているさまざまな問題の背景には保護者の問題が少なからずあるようでした。泉大津市では、家庭訪問をしてさまざまな支援をしたり、また、家庭訪問をする人がしっかりとカウンセリングマインドを持ってかかわっていけるように、一定の訓練を行つたりしておられました。また、学校の先生方と連携して、それがいい形で子どもの前向きな登校や学習につながっているという、すばらしい御発表でござ

いました。泉南市でも、家庭への何らかのアプローチの力をもう少し高めていけば、現状が改善される余地があるのではないかという印象を持って帰つてまいりました。子どもが今からできることというのは限りがあるわけでございますが、既存の体制、また今回新規で獲得した予算なども活用しながら、順次子どもの家庭にも何らかのアプローチができたらと思つた次第でございます。

最後に、先週ワールドマスターズゲームズ 2021 関西のオープンウォータースイミングの実施団体である大阪水泳協会に、市長とともに訪問し御挨拶をしたほか、東京にあります日本水泳連盟の青木会長にもお会いすることができました。そちらでことし来年とプレ大会、本大会と開催する中で子ども初めての国際大会でございますので、何とぞお力添えをと、お願いしたところ全面的にバックアップ、また実施に協力させていただきますということで、快い御返事をいただいたところでございます。

今後も臨機応変にスピード感を持って各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

ただいまの報告に対しまして、御質問・御意見等はございませんか。

ないようでございますので、以上で本報告を終了いたします。

次に、日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。西本生涯学習課長から、泉南市立学校建物及び施設使用要綱の制定について、報告をお願いします。

西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 事務局報告(1)、学校建物及び施設使用要綱の制定について、御報告申し上げます。

これまでも各学校におきましては、泉南

市立学校建物及び設備使用条例、並びに同規則におきまして、施設の使用許可を行っているところがございますが、近年利用状況が増加していることを踏まえまして、詳細について定めておく必要が生じていることから、新たに要綱を制定させていただきましたので、御報告申し上げます。

それでは、第1条から順に御説明させていただきます。

まず、第1条ですが、本要綱のもととなる条例規則について記載させていただいております。

第2条ですが、使用団体の登録について記載させていただいております。これまで、団体の登録等の作業は必要ありませんでしたが、利用希望団体が年々ふえていることから登録制度をとらせていただくものがあります。

次に、第3条、その有効期間ということで、当該年度いっぱいということで定めさせていただきます。

次に、第4条ですが、代表者の変更等がありました場合は、必ず届出が必要な旨を書かせていただいております。

続きまして、第5条第3項に該当する場合があった場合、登録を取り消して使用ができなくなる旨を書かせていただいております。

続きまして第6条、こちらについては使用許可申請について記載させていただいております。これまで、利用申込みについては明確にいつから可能ということを決めておりませんでした。今回、利用希望日の属する月の2か月前の初日、例えば4月30日の利用希望でしたら、2月1日ということを決めさせていただきます。

第7条では、使用料の減免について、第8条では、還付について記載させていただいております。

第9条では、使用に当たっての注意事項、

第10条では、事故の際の責任について書かせていただいております。学校建物の利用については、あくまで教育委員会が利用許可するというので、事故等の際は学校長ではなく、教育委員会へ届けていただくという旨を書かせていただいております。

第11条では、使用者による原状回復について書かせていただいております。

以上、甚だ簡単ですが御報告とさせていただきます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はありませんか。

よろしいですか。

それではないようですので、次に岩崎学務課長から、令和元年度小学校水泳授業に関するアンケート結果について、報告をお願いします。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 失礼いたします。それでは、事務局報告(2)令和元年度小学校水泳授業に関するアンケート結果について、御報告申し上げます。

今年度、水泳実施期間は6月5日にスタートいたしまして、12月4日までに7つの小学校がサンエス温水プールにて実施いたしました。

実施いたしました人数が1,723名ですが、アンケートを回収できたのが1,625名の94.3%でございました。

裏面をごらんください。

表及び円グラフでお示しをしております。4点の項目について、質問をいたしました。サンエス温水プールはどうでしたか、95%を超える子どもたちがよかった、すごくよかったという評価でした。一方で、5%近くの子もあまりよくなかった、よくなかったという回答をいただいております。

2点目の、インストラクターの先生が教えてくれたことは、よくわかりましたかの質問につきましても、先ほどと同じ傾向が見られました。

3点目の、今回の「水泳学習」で、これまでに比べて水泳が上手になったと思いますかという質問に対しては、まあまあと思う、とてもそう思うが86.3%という結果でした。一方で、思わないという子どもたちも1割強おりました。

4点目の今回の「水泳学習」について、あなたの気持ちを教えてくださいにつきましては、これは最初の問題とよく似た傾向で95%を超える子どもたちが楽しかった、とても楽しかったという回答をいただきました。

これとは別に、自由に記述をいただくコメントも書いていただきましたが、よかったとか楽しかったという子どもたちはやはりよかった点を自由に書いております。例えば、今回インストラクターの先生が教員以外にプラスアルファで指導に入ったということで本当に泳ぐということの楽しさ、また水で学習することの楽しさを感じている感想が多かったと思います。

一方で、あまり楽しくなかったとか、よくなかったという子どもたちの感想につきましては、3回という回数の中で見学に入ってしまったことで、もうちょっとやりたかったというような感想、もともと水泳が少し苦手なお子様場所が変わったとはいえ、やっぱり苦手なものは苦手なんだというような感想。特に場所を変えて、施設を変えて行ったことに関する、何かよくなかったという感想は子どもたちから見受けられなかったということで、来年度につきましても同じようにアンケートをとってまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

太田委員。

○太田委員 既存のプールでなく、わざわざ温水プールに行くというのはどういう感じかなと思ったんですけども、こちらのアンケート結果を見て、ほとんどの子どもが、すごくよかったというふうな感想を持っていることが分かったので、これは泉南市としてプラスになったのではないかなと思います。また来年から改善していくところもあると思うんですけども、今後こういう「水泳学習」の形をとっていくことで、泉南市の子どもたちが水泳教育をもっと楽しめたらいいなと思いました。

○古川教育長 ほかにございますか。

柳澤委員。

○柳澤委員 先ほど御報告いただいたみたいに、よくなかったとかマイナスのアンケートの回答も若干ございますが、そんなに後ろ向きではないのかなと思います。回数が少なかった、もっとプールに入りたかったというような意味でのマイナスの回答もあるということで、それでしたら改善の余地があるのかなと思います。取組としてよかったのではないかと思います。

○古川教育長 ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、新納指導課長から、いじめ問題対策委員会（第1回）について、報告をお願いします。

新納指導課長。

○新納指導課長 2月17日に、泉南市のいじめ問題対策委員会の第1回目を開催いたしました。

この委員会は、資料のとおり、泉南市のいじめ防止基本方針、いじめ問題対策協議会等の条例に基づいて開催したものでございます。

1枚目の資料は、当日の次第です。こういった流れで会議を進めました。2枚目の資料は、出席いただきました対策委員会の3人の委員の名簿を載せております。

第1回目ということで教育長から委嘱状の交付させていただきました。

委員長・副委員長につきましては、弁護士山口委員が委員長に、学識経験者の中野委員が副委員長になっていただくということになりました。

議事につきましては、泉南市のいじめ防止に係る取組、また現状について報告させていただいております。

取組については、定例的に行っている学期ごとの調査の様式、学校にお願いしている調査の様式であるとか、いじめアンケートの様式といったものを見ていただきました。

また、現状については、いじめの認知や解消件数について報告をしました。いじめの認知、解消の件数のところ、1つ目には認知の件数と解消の件数というのは、左側が平成30年度になりますけれども、これは一致しておりません。認知してから解消までに一定期間3か月程度間をおいて、その上でしっかりと解消しているかどうかということをお知らせいただくという形になっておりますので、その方法に従った形で対応しているんですけれども、継続的に指導しているということもあって、この数字というのは必ずしも一致はしていない状態にあります。

今年度の分につきましては、認知してからまだ3か月に達していないものもあるので、この認知と解消のところの数字の差が大きくなるのはそういう事情によります。

昨年度のものであっても、引き続き継続の見守り、指導しているというふうな件数は、中学校で5件、小学校では6件ございますので、こういったところの後を追って確認をしていくという必要があるということが課題になっていると思っております。

それから、2つ目の課題としては、学校によって認知の数が違います。そこも学校としていじめを捉えていくという度合い、網の目の細かさについては、多少は学校によつての差が生じてきているということが、こちらの表を見てわかるかと、この二点については委員にも報告をしましたところ です。

その辺については、助言をいただいております。報告の様式を少し工夫することで、手間や、認知についての学校の捉え方の違いといったものも減らしていけるのではないかと、まず一定の訴えがあったものは全て認知という考え方でよいのではないかと。認知として報告を受け取った上で、更に情報をしっかり精査した報告書をもらうというような流れだとスムーズになるのではないかと提言、助言をいただきました。

いただいた助言につきましては、今まで学校にお願いしていたことと少し違いますので、整理した上で、学校に説明していきたいと思っております。ずっと追っていく、解消までしっかりと追っていくということや、学校によってきめの細かさといったところの差というものが生じないような取組にしていきたいと考えているところです。

以上です。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

片木委員。

○片木委員 この認知と解消の件数なんですけれども、平成30年度につきましては、

認知件数が平成 31 年 3 月末の時点、解消件数は令和元年 12 月ということは、9 か月後にどうなっているかをあらわしているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○古川教育長 新納指導課長。

○新納指導課長 はい、そのとおりです。認知してから 3 か月の時点で解消していたら報告いただくんですけども、その後も追いかけておりまして、今年度に入って 2 学期終わりの時点での解消の状態を報告いただいているということでございます。

○古川教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に岡田教育部長から、新型コロナウイルス対応についての報告をお願いします。

岡田教育部長

○岡田教育部長 失礼いたします。それでは、私から事務局報告（4）、新型コロナウイルス感染症対策について、御説明申し上げます。

まず、資料 1 枚目をごらんください。私ども教育委員会における感染症予防対策の取組は、1 月 21 日以降、教育長が強くおっしゃったこともありまして、比較的早目に国・府からの通知を参考に手洗いの励行や咳エチケットの徹底の周知啓発を学校園、あるいは管下の公共施設所管課で実施してきたところでございます。

その中で、後ほど通知文をごらんいただきますけれども、先ほどの手洗い励行・咳エチケットの徹底のほかに、この感染症を理由とした、いじめや偏見が生じないよう、また中国をはじめとする外国にルーツを持つ子どもたちがつらい思いをすることがないように、学校園には人権上の配慮、対応

を指示してきたところでございます。

並行して、市の新型コロナウイルス感染症対策本部が 1 月 31 日に設置されたことを受けまして、同本部と協力しながら対策を進めてきたところでございます。

資料をめくっていただきまして、まず別添資料になります。これが 1 月 22 日、私ども学務課から各校園に発出した文書です。

中段です。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗いなど通常の感染対策を行うことが重要ということをお伝えしているところでございます。

めくっていただきまして、裏面には 1 月 24 日に、さらに、ホームページ上に色々な情報提供しております。

それから 3 枚目になります、1 月 27 日には同じように情報提供していく中で、いろんな中国の地域での対応レベルが引き上げられたことのほかに、本文の一番下では、いじめなど人権上の問題が発生することのないよう御留意くださいということをお伝えしております。

それから、めくっていただきますと、1 月 31 日には、中国から帰国した児童・生徒等への対応について情報提供しています。

次のページ、2 月 3 日付けの事務連絡ですが、これが新型コロナウイルス感染症についての大きな動きがあったところでございます。令和 2 年 1 月 31 日付けで、この新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令が公布されまして、それが 2 月 1 日から施行されるということが決まりました。したがって、この時点で 2 月 1 日からこの新型コロナウイルス感染症が指定感染症として、学校保健安全法に定める第一種感染症としてみなされることになったというところでございます。この内容は、実はかねて 2003 年にあった SARS ですかエボラ出血熱、ペスト、コレラ等と同

等で出席停止とすることができるのですが、それが治癒するまで出席停止という、かなり厳しい対応をするということを決められたというところがございます。このように、日々状況が変わり、対応が厳しくなってきたところがございます。

ページをめくっていただきまして、2月5日にも同じような情報提供をしておるところでございます。

この後なんですけれども、和歌山県で感染した医師の方が泉南市の病院でも勤務していたということが2月15日の土曜日に明らかになりました。やはり泉南地域でも相当注意レベルが上がったというところがございます。そういったところを踏まえて、2月17日には改めて咳エチケットや、手洗いの励行だけでなく、発熱が37.5度以上続いている方とか、呼吸器の症状がある方については、保健所等に相談してくださいということをお伝えしてきたところがございます。

このように2月17日までさまざまな対応を続けてきたところです。これと並行しまして、市の対策本部のほうで発注していたアルコール消毒液がなかなか手に入らなかったんですけれども、ようやく届いたということで、2月17日に、学校を初めとする公共施設に若干ずつ配付させていただきました。2月20日には職員向けに備蓄していたマスクが配付されました。また、対策本部から妊産婦の方にお一人20枚のマスクの配付を行い、安全上の配慮も進んできました。

ここで、一枚目の2番の主催行事等の自粛、中止等の取組というところがございますけれども、2月17日の段階で注意しながら行事を続けていこうということと動いてきたところがございますけれども、2月18日に至りまして、国から「不要不急の外出は控えて」といった発言があったこ

ともありまして、教育委員会としまして、行事・会議について、中止・延期の方向とすることとさせていただきます。

なお、この日の午後には大阪府知事も3月20日までの1か月、さまざまな行事を原則中止とするように発表されたところがございます。なお、この日の夜遅くになりましたが、教育委員の皆様にもお電話を差し上げて、そういった動きについて御報告させていただいたところがございます。

その後、2月20日には教育長を始め、校長の代表に集まっていただき、各学校園での卒業式について、どう考えるかという意見交換の場も設けております。動き自体は決定しておりませんが、今後状況を見て考え決定していきましょうということとしております。その下に日付が時系列で若干並んでおりますけれども、特に2月18日にさまざまな行事を中止・延期することとしたことで、翌日2月19日に予定しておりました新1年生の体験入学とか保護者説明会を急遽中止していただくことにいたしました。その結果、小学校10校はもちろんですけれども、市内外の就学前施設15園に影響があったというところがございます。それらにつきましては、今お手元の資料の一番後ろに2月18日付けの保護者向けのお手紙をつけさせていただいております。これを18日に、全ての就学前施設15園に御説明して保護者への配付をお願いしてきたところがございます。

そのほか非常にたくさんございますけれども、実際には学校園における子どもたちがたくさん集まる行事についても、全て中止するようにお願いしておりますし、また関係団体の会合、あるいは行事等についても中止する方向ということで要請しております。また、中学校の学校建物の設備使用についても許可をしております使用者に向けて、使用自粛を要請しておるところでござ

ございます。

このようなところで、今のところ恐らく数百件レベルでさまざまな会議、あるいは行事が中止という状況になっておるかというところでございます。

先ほどお配りしました資料の1枚目を見ていただきますと、2月19日は教育長名で各学校園長宛てに学校園の行事、教職員への研修等についての考え方ということでお伝えしております。下に4点ございますけれども、市教育委員会が主催する会議や研修等については、2月末までの分は開催は取りやめ、それから市内の教育研究会等の会議も同じと、それから学校園内の行事についても保護者とか地域関係者を含めた行事については原則中止。また、園児・児童・生徒が大勢集まるような集会についても原則中止としてくださいとさせていただきます。

それから、緊急事態等が発生した場合の会議など、お子様たちの個別状況に係る打ち合わせについては、健康に特に留意した上で実施しても構わないということにさせていただきます。

また、2枚目には2月19日付けで人権上の配慮に関して特にお伝えしているところございます。

そして、もう1枚の資料が2月19日付けのもので、学校における新型コロナウイルス感染症罹患発生時の対応第3版ということで、これが現時点での対応の集大成となっておりますものというところでございます。文科省の文書がありますけれども、やはり一番最後のページにありますように、基本的には手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底と、それから日常の健康管理として免疫力を高めるために十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてくださいということ、児童・生徒等に発熱等の症状が見られるときには無理をせずに自宅休養するよう指導しましよ

う。また教職員についても同様の対応としております。

このような形で、新型コロナウイルスの疑いで自宅休養した場合には、欠席日数とはしないでいいですよという通知をさせていただいております。特に、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合とか、強いだるさ、息苦しさがある場合というところを挙げております。

それから、一番最後のページですけれども、教室等の小まめな換気を心がけましょうということ。それから、卒業式などの学校行事や入学試験などでは、小まめな換気をする、それから会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど可能な限りの対応を検討してくださいということにしております。

なお、これは資料がございませんが、本日、文部科学大臣が午前の記者会見でおっしゃるところでは、万一感染者が出た場合ですけれども、北海道ないし千葉県の実例発生した事例を挙げられて、万一発生した場合には児童・生徒の安全確保を最優先とすること、速やかに学校の全部、また一部の臨時休業を行うことが望ましいというようなお話も出ております。そういったところから今現在、事務局では万一、患者が出た場合どう対応するのかを検討しておるところでございます。

以上が、これまでの対応の動きでございます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、本報告を終了いたします。

次に、日程第5、議案第1号、泉南市教育振興基本計画についてを議題といたします。

本議案の説明を桐岡教育総務課長からお

願います。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 それでは、議案第1号、泉南市教育振興基本計画について、説明させていただきます。

まず、提案理由といたしまして、本市教育委員会において、教育基本法に基づきまして、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として本計画を定める必要がございます。現行の計画の期間が平成28年度から令和元年度までとなっていることから、新たな教育施策を展開していく上で改定する必要があるため、このたび提案するものでございます。

なお、振興基本計画の素案につきましては以前説明させてもらいまして、1月からパブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコメントの結果概要につきましては、A4横にまとめておりますので御確認ください。

「泉南市教育振興基本計画（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果につきましては、パブリックコメントの期間が令和2年1月15日から2月14日まで、提出者数は2名でございました。いただいた意見は4件、その4件につきまして一覧の表にまとめておりますので、概略を説明させていただきます。

1番目、いただいた意見の要旨は、現行の素案には不登校・ひきこもりにかかわる項目もあり、施策が実施されることを期待しています。ただし、いまだ126人もの児童・生徒が長期にわたり欠席しているため、更なる施策が必要である。その中で、今回の計画では研修の充実と記載しておりますので、研修を通して不登校の実態の理解を深めていただきたいというような内容でした。

それに対する市の考え方としましては、

長期間にわたり登校できない児童・生徒の状況については、泉南市教育委員会としても重要な課題であると捉えており、解決に向けて今まで以上に取組を精査し推進していく必要があると考えております。御指摘の「教職員の研修」につきましては、まず教員は児童生徒に対してみずからの持つ影響力が大きいということを自覚すること、そして初期対応の段階において判断の誤りをなくするため、一人で抱え込まず組織として対応することなどを研修において徹底して学ぶ必要があると考えています。また、時期を逸することのないよう家庭への働きかけを行うとともに、一方でその保護者への働きかけが保護者を追い詰めることがないように、関係機関との連携を進めていきたいと考えています。

ページ変わりました2番目、いただいた意見の概要は、基本方針2の指標に「長期欠席者の総数が令和元年度ベースからの半減」とあるが、具体策が見当たらない。それをもちまして、欠席者の保護者へ速やかに親の会・フリースクールなどの民間支援団体の情報を提供していただきたい。また、あわせて該当する児童生徒へ親の会に関する情報提供の周知徹底を望むというような意見をいただきました。

それに対しまして、市の意見としては、指標の達成に向けて、児童生徒が社会との結びつきを強めていくためには、多様な人材の協力が必要であると考えています。そのため、泉南市教育委員会としては、児童生徒の個別の状況を見きわめて、保護者の願いや思いに寄り添いながら、保護者、児童生徒の要望に応じられるような情報提供に努めていきますとしております。

続いて3番目、現行の基本計画では、基本方針(2)の③に「人権教育の推進」という項目がありましたが、新しい基本計画の基本方針からは「人権教育の推進」という

項目が削除され、一方で「国際教育化の推進」ということが新たに追加されています。しかし、「人権教育の推進」も昨今、深刻化しており、いじめの問題等もいまだなくなっておりませんので、そうであるならば現行どおり、「人権教育の推進」を基本方針の1つに明記する必要があると思う。基本方針2の②「豊かな人間性と社会性の育成」に人権教育の取組が書かれていることは承知しているが、項目として明記する必要があるのではないかという意見をいただきました。

それに対しまして市の考え方は、「人権教育の推進」については、御指摘のとおり、いじめなど子どもたちの人権に影響を及ぼすような課題解決に向けた重要な施策であり、これからも継続して真摯に取り組む必要があると認識しています。そのため、今回の素案では、昨年11月に策定した教育大綱（第2次）の基本方針に基づき、「豊かな人間性と社会性の育成」施策を掲げており、今後はそれを核として人権教育及び道德教育の推進に向けた、実効性を有する具体的施策を充実・展開させていくべきと考えています。

4番目、いただいた意見の要旨は、新しい基本計画の基本方針3の⑤調整区問題の解消につきましても、新しい計画素案には、調整区問題を人権の視点で全庁的に取り組んでいくという旨の記載がなくなっている。現在でもさまざまな人権啓発、人権教育の取組を全庁的に進めていくことが必要であると思うため、調整区問題に関して更なる具体的な取組が必要ではないかという意見をいただきました。

それに対しまして市の考え方は、調整区問題については、現行計画では基本方針3の⑥「調整区の解消」の中で具体的施策として位置づけており、一方、今回の素案においては、12ページにおいてその必要性を

記載し、具体的施策として基本方針3の⑤として位置づけています。しかし、御指摘のとおり、現行計画と比べて具体的な説明が減ったことにより、施策の重要度が低下したとの誤解を生じさせる可能性があるため、当該項目については現行計画を基本として説明を追記しますとさせていただきまして、実際の振興基本計画の21ページ⑤調整区問題の解消の項目の3行目後段、その方向性に沿って、土地差別問題の解決の視点を踏まえ、総合的施策の中で人権啓発、人権教育の取組を推進しますという一文を追記しております。

このたび実施しましたパブリックコメントの結果につきましては、公表しております。それを受けてこのたび新たに説明文を追記しました教育振興基本計画を案として提出させていただきます。

議案第1号、泉南市教育振興基本計画については以上でございます。甚だ簡単ではございますが、御審議のほどよろしく願います。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

片木委員。

○片木委員 教育振興基本計画の19ページ、基本方針2に関する指標という形で、いじめ、長期欠席（不登校含む）の総数について、数値目標として令和元年度ベースから半減という数字が出ております。

先ほど教育長報告にもありましたように、2月5日に泉大津市で研修会がありまして、ちょうどそのテーマが不登校の子どもたちに対してどういう支援をしていくのかということでした。その中で不登校の問題は、教育委員会だけで解決できる問題ではありませんし、その中には、例えばひとり親家庭の問題とか、貧困の問題というのが根底

にあるかと思うんです。泉大津市の取組がかなり先進的な取組で、全庁一体となって、市を挙げて取り組んでいることの結果が、増加を防ぐというぐらい、それぐらいが実態だという報告を受けました。泉南市の場合、これは3か年の数値目標で令和元年度ベースから半減ということが具体的に上がっているのですが、これを半減しようというのは少し目標としては極めて高い目標を掲げておられるなと感じます。令和元年のベースからふやさないと、減らすんだというぐらいのニュアンスで書かれたほうがいいのではないのでしょうか。数値目標として、ふやさないとするのは、目標としては非常に弱いという気もしますけれども、その辺のジレンマを研修会に行きまして感じました。

○古川教育長 この件に関して、ほかの委員から御質問・御意見等はございませんか。なければ事務局からお願いします。阪上教育部次長兼人権教育課長。

○阪上教育部次長兼人権教育課長 ありがとうございます。各基本方針の指標に関しましては、我々も決意も含めて検討した部分もございます。

不登校の件に関しましては、現実いろいろな保護者の生活背景であるとか、それは教育の分野を越えた問題であることを我々もよく承知しておるんですけれども、ただ子どもや保護者のそばに一番近くにいるのは学校の先生たちということで、学校のかかわりや教員のかかわりがかなり子どもたちに深く影響を及ぼすものと考えております。現にことしも一丘小学校なんですけれども、先生方の地道な活動で昨年度よりも学校総数としての不登校数は減少しております。ただ、新たな不登校数も出てきているというところもあるのですが、総数として

昨年度よりも減少しています。我々としては本当に子どもがやりたいことのある学校、そういう場をつくっていくということで、あえてこういう表記をさせていただきました。ただ、総括の時点でこれが達成しなかった場合、あるいはもう一息のところまできたなど一定分析等については、また御説明できるようにしておく必要があるかと考えております。

以上です。

○古川教育長 ほかに、御質問・御意見等はございませんか。柳澤委員。

○柳澤委員 この間テレビで見たのですが、現代の子はスマホで夜中ゲームしていたりして、学校に来ない、不登校になっている、引きこもっているというケースがありました。長期欠席、不登校の要因の中には、いじめだけではなく、ゲーム依存症など、そういったケースの割合はどんなものでしょうか。その辺は市教委として実態をつかまれていますか。

○古川教育長 新納指導課長。

○新納指導課長 ゲーム依存に至っているかどうかというところまでは、なかなか把握が難しいですけれども、生活リズムの乱れが長期欠席、不登校につながっているというケースは、学年が上がるにつれて、ある程度あります。

一方、小学生の段階ですと、家庭全体がきちんと生活リズムがつくれてなくて、子どもたちが朝起きて、毎日学校に行くという状況ができていないというケースは、数は多くはないですがあります。

○古川教育長 片木委員。

○片木委員 この間、泉大津市話を聞いて、生活が破綻していたり、経済的に非常に厳しい家庭状況に置かれているケースの中にはあって、我々教育委員会、教職員の努力が及ばない世界というのがあるのだろうなと感じました。

しかし、市の決意として、意気込みとして、ここは半減ということで、全員が一丸となってぜひやっていただきたいなと思います。

○古川教育長 それでは、半減ということにさせていただきたいと思います。

そのほか何か内容に関してございますか。  
柳澤委員。

○柳澤委員 いじめの捉え方に関しまして、だんだんいじめ調査も年数がたてば、この辺のレベルをやっておけばいいとか、こういうふうに数を出しておけばいいとか、少し意地悪な表現ですけれども、そうになってしまうおそれがあると思うんです。

問題があつて子どもが命を絶つてしまうような大事になってしまったとき、そうは認識していなかったという台詞で教育委員会が謝罪しているのをよく見ます。

本人が切羽詰まっていると、言葉を聞き出すまでも時間がかかるかもしれないのですが、命にかかわってくるだろうというふうなことを拾い上げられるような基準をつくっておいたほうがいいんじゃないかと思います。

一方で、もちろんいじめはあってはいけないことという前提ですが、子ども同士の成長過程の中での意見の食い違いなども、いじめと決めつけられるなら、それは成長を阻んでしまうので、何でも過保護になるのは違うと思います。

教員の方にも学校長にも、そこだけは絶

対見逃したらいけないというふうな指導を打ち出させていただきたいと思います。

○古川教育長 岡田教育部長。

○岡田教育部長 御指摘ありがとうございます。先ほど御報告差し上げたいじめ対策委員会の中で、まずいじめ問題に関して初期対応の誤りが後々尾を引くというような御教授をいただくことができました。

また、いじめをいじめと認知することについて、まず、子どもがいじめだと言えば、それはとにかくカウントし、その上で実際に聞き取ったり、調べたりして子どもの意見を聞いて、それはいじめじゃなかったね、こういうことだねというような話し合いをしてから報告を書くのか、それとも最初にいじめと聞いた時点で数を数えて報告するのか、それによって違うところがあったかと思います。そういうところで、とにかく早く広くそういったいじめ等を認知すること、確認していくことが大事なんだという御教授を専門家の先生方からいただけたところであります。

私たちは専門家の先生の御意見、御指導を賜りながら、それを学校の先生方とも共有して全ては子どもたちのための最善を目指してやらないといけないという思いを強くしたところでございます。そういったところで今御指摘のような基準と言いますか、最初の初動体制ですとか対応とか、あるいはいじめをいじめと把握する手段についてはきちんと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○古川教育長 阪上教育部次長兼人権教育課長。

○阪上教育部次長兼人権教育課長 柳澤委

員が御指摘のことなんですけれども、我々は事例が学校から上がってくるときに、正直に申し上げて事務局と学校が対立することがあります。学校が上げてくる見立てと客観的に見た我々の見立てでは違うことが数件あります。我々は客観的に見ていますから、学校が見えていないところがたくさん見えるので、ここは大丈夫ですか、これはどうなっていますかという指摘をするんですけれども、学校は学習活動、大きな行事活動の中で、どうしても繁忙の名のもとに、細かな点を見落としてしまう。そういったケースがございます。

したがって、我々教育委員会で担っている見立ての役割はかなり大きいと思っています。アンケートだけではくみ取れないようなひとつひとつの事例を、泉南市はこぼしませんというスタンスで、我々が聞き取る範囲内においては、きちっと抑えていきたいというふうに思います。

専門家の方の見立てについて、法律的な見立てや心理学的な見立て、発達に関する見立てもあるんですけれども、私はやっぱり子どもにとってどうなんだろうという見立てを一番大事にしたいです。この子は発達障害だから、この子は認識がしんどいから、というようなレッテルを貼ってしまうと、それだけで大人は、この子はしんどい子なんやという見立てをしてしまいがちです。でも、実際に子どもがどんなことで苦しんでいるのかというのは子どもにしかわからないことなんです。

そこの原点に戻らないと、物事の本質は見えませんということを我々はいつも教育委員会の中で論議をして、学校にも返しています。そういう意味ではアンケートだけではなくて、そういうふだんの個別のケースにこだわり続けるということと、それを丁寧に現場にフィードバックしながら、子どもを見る見立てというのは、人権感覚

や道徳的な考え方がどうなんだというのは我々がしっかり研修のグレードを上げていくことで、共通理解を持っていかないといけないなと考えています。単なるワードだけで子どもをラベリングするというのは絶対してはいけないことだし、そういう意味での精査というのは、我々コンパクトな泉南市だからできる強みかなと考えています。

一方で、子ども自身が今、教育長、市長への手紙がありますけれども、それ以外に何か相談を持っていけるような場所というのが必要かなと考えていまして、これは教育委員会だけじゃなくて、他部局とも今相談しているところなんですけれども、気軽に、近所の大人につぶやいたことがどこかで、それはえらいことやなと耳に入ってくるような、そんな情報網も泉南市として構築していきたいなという思いはあります。

○古川教育長 柳澤委員。

○柳澤委員 ありがとうございます。今、子どもにとっての見立ての役割にこだわるとおっしゃっていただいたこと、すごくありがたいなと思いますし、素直にうれしかったです。ありがとうございます。

○古川教育長 そのほかに、御質問・御意見等はございませんか。

それではないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、泉南市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する

規則の制定についてを議題といたします。  
本議案の説明を岩崎学務課長からお願いします。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 失礼いたします。議案第2号泉南市立学校管理運営に関する規則を一部改正する規則の制定について御説明します。来年度の小学校の夏季休業日の日程を変更させていただきたいという提案でございます。

提案理由といたしましては、1ページをごらんください。泉南市立全小学校において、エアコン設置が完了したこと及び令和2年度から小学校において新学習指導要領が全面実施となり授業時数を確保する観点から、夏季休業期間を短縮することとなり、本規則の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

昨年度は、エアコン工事のために夏休みのスタート期間を1週間前倒しました。それに合わせまして、2学期のスタートも1週間前倒しましたが、来年度は7月21日を夏休みスタートといたしまして、2学期を8月25日からのスタートとするということのことでございます。ですので、小学校・中学校ともに夏休みの期間が同じになるということでございます。

3ページの新旧対照表をごらんください。改正前といたしまして、先ほど申しました期間から改正後の夏季休業日、中学校の期間のという特記事項がなくなりまして、7月21日から8月24日までになるということでございますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○古川教育長 ただいまの説明に関し、御質問・御意見等はございませんか。

それではないようですので、以上で質問・

意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、招致外国青年の任用、報酬、費用弁償等に関する規則の制定についてを議題といたします。本議案の説明を岡田教育部長からお願いいたします。

岡田教育部長。

○岡田教育部長 失礼いたします。それでは、議案第3号、招致外国青年の任用、報酬、費用弁償等に関する規則の制定について御説明させていただきます。

令和2年4月から、一般財団法人自治体国際化協会が運営する語学指導等を行う外国青年招致事業いわゆるJETプログラムを導入し、外国青年を本市に招致するに当たり、所要の措置を講じる必要から提案するものでございます。

2ページをごらんください。来年度から、会計年度任用職員扱いになるということでございますので、市長部局から提示される規則の案、それからすでにJETプログラムを導入している箕面市の規則等を踏襲しながら、新たな内容等を盛り込んでつくっております。

まず第1条が目的でございます。

第2条が定義でございます。1番に国際交流員、こちらは、市役所等に配置する4名の方となります。2番に外国語指導助手、こちらは学校に配置する20名に当たります。

3番として、スポーツ国際交流員、主として特定種目のスポーツを通じた国際交流

活動に従事するものということで、現在予定として水泳・野球・サッカーの3種目のスポーツ国際交流員という形で招致を予定しております。

それから、3条、4条、5条がそれぞれの職種の職務でございます。本市の主な職務としまして、やはり全ての3職種とも、小・中学校等へ赴いていただいて、国際交流を行うというところに重点を置いております。

それから4ページの第6条が任期となっております。任期につきまして、参加者の任期は、前半任期と後半任期として、それぞれ別表のとおりとするとなっております。12、13ページをごらんください。これが別表となっております。非常にわかりにくい部分なんですけれども、来日の時期、あるいは職種によって細々と変わります。

まず、一番上が令和2年4月13日の任期から次の年度末3月31日までを前半、それから翌日の4月1日から4月12日までを後半ということで、会計年度の任用職員ということで3月末までと4月1日からとで任期がわかれます。給与の昇給時期の関係もありましてこういった書き方もさせていただいているところでございます。

5ページにお戻りください。5ページの第8条ですけれども、報酬について規定しております。報酬は、全国一律で来日1年目については月額28万円、最高で5年目までおられましても月額33万円という形になっております。それから、期末手当は支給しませんが、月額が一定比較的よい額になっておりますので御理解を賜りたいと思います。

第9条第1項についてですが、誤記がございます。「前条第5項」の部分、「前条第6項」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それから第10条が費用弁償等です。まず通勤手当は全国一律で支給しないというこ

とになっております。それから特殊なものとして、赴任、帰国に要する経費をお支払いするという形になっております。

それから6ページが勤務時間等でございます。第12条には勤務時間、1週間について35時間ですという規定のほか、1日について7時間を超えないという規定がございます。これも全国一律となっております。

第14条では、年次有給休暇なんですけれども、ここは通常ですと勤務を始めてから半年たたないと年次有給休暇は与えられないのですが、ここでは勤務したときから10日間を与えることができるという形にしております。このあたりは各国で応募するときに1年間で10日という提示をしているということもありますので、ほぼ全国一律に近い形かと思われましても、来たらすぐに年休をとることができる形となっております。

8ページ、9ページの部分なんです、9ページの第17条についてですが、誤記がございます。第17条のサービスの宣誓というものを新たに設けておるのですが、その一番右端の部分です。「第2条に規定する」とありますけれども、「第2条第2項に規定する」と修正をお願いいたします。申しわけありません。この部分はこの3月議会で職員のサービスの宣誓に関する条例を改正し、第2条第2項ができるということでそれに対応しておるものでございます。

18条以降は、職務命令に従う義務など、通常の職員と同じような内容を定めています。

それから10ページをごらんください。28条には所属長の許可なく、仕事で車を使っ

てはいけないということを決めております。それから第29条について、訂正がございます。「勤務を要しない日及び休日を含まない。次項の日数において同じ。」という部分の、「次項の日数において同じ。」という部

分を削ってください。申し訳ございません。

それ以降は、懲戒処分であったり、勤務禁止事項、公務災害補償についての規定となっております。

以上、御提案させていただくものでございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○古川教育長 ただいまの説明に関し、御質問・御意見等はございませんか。

太田委員。

○太田委員 彼らの住むところはどこになるのですか。

○古川教育長 岡田教育部長。

○岡田教育部長 失礼します。住むところ、生活支援も市の事業として予定しております。私たちが泉南市内の民間住宅を借り上げ、それを転貸してJ E Tの参加者にお貸しする生活支援事業を予定しております。泉南市内の民間住宅にお住まいいただくという予定です。

以上です。

○古川教育長 ほかに御意見・御質問等はありませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、その他といたしまして、これまでの議案のほかに御質問・御意見はございませんか。

藪内委員。

○藪内委員 先ほど阪上次長がおっしゃっていたように、子どもの見立てというところなんですけれども、泉南市では子どもに対してI Qテスト等は実施されているのでしょうか。

○古川教育長 阪上教育部次長兼人権教育課長。

○阪上教育部次長兼人権教育課長 本市では、藪内委員が御指摘のような試験は実施いたしております。

○古川教育長 新納指導課長。

○新納指導課長 保護者の方とも相談の上、発達検査で今、「W I S C」という発達検査を実施しています。そこではいくつかの指数とI Qを数値化するのですが、それは生活の上で課題があって発達の偏りというところを客観的なものとしてはかることはございます。全ての児童生徒に検査を実施しているものではないです。

○古川教育長 藪内委員。

○藪内委員 そうしたら、保護者は子どもができないというのは認めたくないと思うんですけれども、子ども本人にとっては、何で自分、僕はできない、私はできないんだろうと悩むことがあると思うんです。大人になるまで本人も気づかないケースもあるかと思えます。計算が苦手だとか、記憶することが苦手だとか、本人は思うかもしれないですが、それは自分の努力不足だと思ってしまえばそれまでです。周りも本人も気づかないまま普通に成長していく場合があるので、見きわめが非常に難しいと

思います。そこは、子どもたちと多く関わることで先生方が、気づいてあげて保護者に対して、検査を受けることなど、提案をできたらいいなと思うんですけども。

○古川教育長 新納指導課長。

○新納指導課長 ありがとうございます。発達における課題については、先生方も、発達の課題を持っているんじゃないかという視点で子どもを見てくれていると思います。といいますのも、発達検査を実施したときには、子ども総合支援センターの相談員が担うことが多いんですけども、結果を先生方にフィードバックしています。こういうことが得意だ、苦手だ、というようなことをしっかり説明しに行ってくれていますので、先生方も、子どもに対しての見方というのを身につけているのではないかなと思っています。

○古川教育長 柳澤委員。

○柳澤委員 ただ、慎重に扱わないといけないですよ。例えば、先生方の話を、別の生徒が聞いて、間違った捉え方をして、いじめの対象になったりするようなことがあってはいけません。もちろん蕨内委員が言われたことも、それはすごく大事なことですけれども、慎重に扱わないといけないですよ。例えば、口下手な子や物静かな子は、それがその子の個性ということもあります。そこを、数値で測って大人が決めてしまうのは難しいかなと思います。

○古川教育長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。別件でも結構です。それでは事務局から、西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 私のほうからワールドマスターズゲームズ 2021 関西の取組状況について、御報告させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

オープンウォーター大会が令和3年5月29日に開催となっておりますが、令和2年1月から既にエントリーが始まっております。1月6日からはアーリーエントリー、そして2月1日から全世界に向けて一般エントリー開始ということで始まっております。2月20日の状況なんですけれども、現在泉南市のオープンウォーターのエントリー数が406名となっております。一応目標人数900名ということで、各レース300名ずつということになっております。406名の内訳が国内371名、国外35名という形になっております。一応、国外エントリーの比率を3対2と想定しておりますので、国内に関してはかなり好調なエントリーとなっておりますが、国外に関してはまだ目標の10%にも満たしていないというような状況となっております。

続きまして、令和2年度の予定です。6月5日に日本水泳連盟によるテストスイムをサザンビーチで行う予定としております。また、令和2年9月26日から27日の2日間、27日が本番なんですけれども、市制施行50周年記念のオープンウォーター大会を予定しております。

以上、御報告とさせていただきます。

○古川教育長 この件について、御質問・御意見はございますか。

太田委員。

○太田委員 国内外の比率、3対2を想定と書いているのですが、これは3対2ということだけをただ想定しているということですか。それか3対2ぐらいを理想としたいということですか。

○古川教育長 西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 そうですね。900 名を目標ということで、540 名が国内、360 名が国外というふうに、枠分けをしております。エントリーについては、国内の男子に関しましては、待機も出ているカテゴリーもあります。

一方、国外のほうはまだエントリーが少ないという中で、どこかのタイミングで、国外の方にとっての枠を縮小して国内の方に参加してもらうかという作業が発生します。ただ、まだ始まったばかりですし、組織委員会が3対2という目標を掲げておりますので、一旦これで、国外の方のエントリーに向けて活動していくというところがあります。

○古川教育長 よろしいでしょうか。  
ほかにございませんか。藪内委員。

○藪内委員 種目別でチャンピオンシップレベルとレクリエーションレベルとあるんですけれども、これはどういった違いがあるのですか。

○古川教育長 西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 チャンピオンシップレベルは、記録とか認定、そういったものが取れますよというカテゴリーになります。レクリエーションというのは、本当に楽しんで参加しようというところのレベルになります。

○古川教育長 ほかにございませんか。  
柳澤委員。

○柳澤委員 まだ2月からのエントリー開

始なので、まだ一月たっていないんですけども、新型コロナウイルスの影響でエントリーが遅いとかというのはありますか。

○古川教育長 西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 国外に関してだと思うんですけども、まず国内に関しては2月1日の段階でかなりエントリーがありましたので、まだ1日の段階では新型コロナウイルスの影響はなく、御参加される方は皆さんエントリーを待ちわびていたと思うんですけども、やっぱり国外に関しては新型コロナウイルスの影響もあり、周知が行き渡っていないと感じております。実際、オーストラリアやニュージーランドの方の参加がすごく多いですけども、そういったところではオープンウォーターのコンシャルをしていたりします。組織委員会が頑張ってくれるんですけども、やっぱり我々自身もJETプログラムで来た外国青年に協力していただいて、世界に向けて情報発信をしていきたいと思っております。その段階で日本が新型コロナウイルスの影響で敬遠されている場合、影響が出てくるかと思っておりますが、まずは知られていないのが大きいのかなと思っています。

○古川教育長 この件ではほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

ないようでしたら、次回、泉南市教育委員会令和2年第3回定例会の日程について、お諮りしたいと思います。原則第2火曜日の、3月10日になりますが、日程について桐岡教育総務課長から提案をお願いします。  
桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 3月の定例会に関しましては、市議会がありますので、その日

程も踏まえますと一度御検討いただきたいのが、3月23日の月曜日から次の週の3月31日の火曜日までの間で調整できればと思います。

(日程調整)

○桐岡教育総務課長 ありがとうございます。3月25日の水曜日の15時から、また場所は追って連絡させていただきます。

○古川教育長 それでは、令和2年第3回教育委員会定例会の開催日時は令和2年3月25日水曜日の15時といたします。

以上をもちまして、泉南市教育委員会令和2年第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署 名 ( )

( )